

船橋市私道補修要綱

(目的)

第1条 町会・自治会等の申請に基づき、第3条に規定する私道を、市の負担に於いて補修することにより、通行の安全を図るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私道とは、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路以外のもので、敷地が私人の所有であり、現に一般の通行の用に供されているものをいう。

(2) 私道補修とは、私道の小規模な路面及び道路附属施設の補修作業をいう。

(3) 公共施設とは、学校、公園等のほか国又は地方公共団体が所有する施設をいう。

(補修対象私道)

第3条 私道補修の対象となる私道は、両端が公道に接しているもの、又は公共施設と公道を結ぶ道路であり、不特定多数の人が利用するものとし、かつ、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 日常一般の交通の用に供するものであること。

(2) 建築基準法に該当する道路であること。

(3) 舗装及び道路排水施設が整備済みであること。

(申請団体)

第4条 補修を受けられる団体は、町会及び自治会等とする。

(私道補修対象作業)

第5条 補修の対象となる作業は、次のとおりとする。

区 分	内 容
舗 装	小規模な舗装の修繕
排水施設	単体の集水桝等修繕（布設換えは含まない）
安全施設	小規模な側溝等修繕 単体の車止め等修繕
その他	小規模な防護柵等修繕 特に必要と認められる小規模な道路附属施設修繕

(私道補修の申請)

第6条 私道補修を依頼する団体は、私道補修申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 位置図

(3) その他市長が必要と認める書類

この要綱は平成22年 5月17日から施行する。

この要綱は平成30年 6月 1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 松 戸 徹 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

私 道 補 修 申 請 書

私道補修について下記のとおり申請します。

記

1. 申請場所 船橋市 丁目 番地先
2. 申請理由
3. 添付書類 誓約書、位置図、その他

年 月 日

船橋市長 松 戸 徹 あて

団 体 名

代表者住所

代表者氏名

誓 約 書

私道補修の申請に当たり、下記事項について厳守することを誓約いたします。

記

1. 本申請物件に係わり、紛争が生じたときは団体が責任をもって解決します。
2. 道路陥没等の原因が地下埋設物による場合は、市の補修完了後、速やかに団体が責任をもって地下埋設物管理者に修繕を要請し、原形復旧させることを約束します。